

平成29年10月31日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(3)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(3)記載の原処分を取り消し、後記第2の1記載の本件不支給分の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、国民年金法(以下「国民法」という。)による遺族基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、併せて「遺族給付」という。)の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、平成〇年〇月分までの年金については時効消滅したとして、これを支給せず、同年〇月分以降の年金を支給する旨の処分(以下「原処分」といい、時効消滅により支給しないとされた部分を「本件不支給分」という。)をしたことに対し、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、夫であり厚生年金保険の被保険者であった亡A(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日に当時の〇〇社会保険事務所を訪問し、亡Aに係る遺族給付の受給の可否について相

談をした(以下「本件相談」という。)ところ、同社会保険事務所の担当者から、亡Aは後記「理由」欄第1の1記載の適格死亡者に該当しないため、遺族給付を受給できない旨の回答を受け、遺族給付の裁定を請求しなかった。なお、請求人が作成した年金相談・手続受付票(同日付け。以下「本件受付票」という。)及び同社会保険事務所で出力した亡Aに係る被保険者記録照会(納付Ⅱ)(同日〇時〇分出力。以下「本件出力帳票」という。)が存在する。

- (2) その後、請求人は、平成〇年〇月〇日に60歳に到達し、厚年法附則第8条によるいわゆる特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚生年金」という。)の裁定請求に係る相談のため、同月〇日に日本年金機構〇〇年金事務所(以下「〇〇年金事務所」という。)を訪問し、その際、亡Aに係る遺族給付の受給の可否についても相談したところ、同年金事務所において、請求人に対し、亡Aに係る後記「理由」欄第1の1記載の合算対象期間を確認する照会がされ、請求人が、同年金事務所に対し、a 大学学長による亡Aの在学に係る証明書(同月〇日付け。以下「本件証明書」という。)を提出したことにより、亡Aが後記「理由」欄第1の1記載の適格死亡者に該当することが判明した。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族給付の裁定を請求した(以下「本件請求」という。)ところ、厚生労働大臣は、同年〇月〇日付けで、請求人に対し、遺族給付の受給権取得年月を平成〇年〇月として、平成〇年〇月分までの年金については時効消滅したとして、これを支給せず、同年〇月分以降の年金を支給する旨の処分(原処分)をした。
- (4) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請

求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

1 請求人

請求人の主張は、本裁決書に添付した別紙1記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。

請求人は、亡Aが死亡した当時、当時の〇〇社会保険事務所を何回か訪問して、亡Aに係る遺族給付の受給の可否について相談し、亡Aはb学部生で学生期間も長かった旨も伝えたが、同社会保険事務所の担当者からはいずれの相談の時も、亡Aは後記「理由」欄第1の1記載の適格死亡者に該当しないから遺族給付の受給はできない旨言われ、平成〇年〇月〇日に相談しに行った時には、同社会保険事務所の担当者から本件出力帳票を渡され、遺族給付の裁定請求については胸にしまうこととしたところ、請求人が、自らの特老厚年金の相談のため、平成〇年〇月〇日に〇〇年金事務所を訪問すると、同年金事務所の担当者から、亡Aに係る遺族給付の受給について照会され、亡Aの学生期間の確認の結果、遺族給付が裁定され、遺族給付を受給できることになったという経緯にあり、同社会保険事務所の担当者による確認漏れ又は説明漏れにより、請求人は亡Aの死亡した当時に遺族給付の裁定を請求できなかったのであるから、本件不支給分を時効消滅により不支給とするのは不当であり、亡Aの死亡した当時に、裁定請求がされたものとして、本件不支給分についても支給すべきである。

(2・3 略)

理由

第1 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者であった者で、① 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険

者期間の3分の2を満たすもの、又は、② 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「平成24年改正法」という。）による改正前の国年法附則第7条第1項に規定する合算対象期間をいう。以下同じ。）を合算した期間が25年以上あるもの（以下、①及び②の要件を満たす者をそれぞれ「適格死亡者①」、「適格死亡者②」といい、両者を併せて「適格死亡者」という。）が死亡したときは、適格死亡者の配偶者又は所定の要件を満たす子（以下「適格子」という。）であって、適格死亡者の死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族給付が支給され（ただし、配偶者に対する遺族基礎年金は当該配偶者が適格子と生計を同じくする場合に限り支給される。）、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている。そして、適格子とは、適格死亡者の死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子又は20歳未満であって障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある未婚の子とされている（平成24年改正法による改正前の厚生年金法第42条、第58条第1項第1号、第4号、第59条及び附則第14条、厚生年金保険法施行令第3条の10、平成24年改正法第2条による改正前の国年法第37条第1号、第4号、第37条の2及び附則第9条、国民年金法施行令第6条の4並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。亡Aの死亡時にあっては、「生計維持関係等の認定基準

及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知(平成6年11月9日改正、庁文発第3235号))及び「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知。))。なお、厚年法第66条第1項は、子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止するとし、国年法第41条第2項は、子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止するとしている。

また、国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第86号)が平成3年4月1日に施行される前にあっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学の学生は、20歳以上であっても、任意で加入する場合を除き、国民年金の被保険者資格を有しないものとされており、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)による改正前の国年法附則第6条第1項の規定により国民年金の被保険者となることができた者のうち、同項の申出を行わなかったため被保険者とならなかった期間は、合算対象期間に含まれるとされている(昭和60年改正法による改正前の国年法第7条第2項第8号並びに昭和60年改正法附則第8条第5項及び第48条第5項等)。

2 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号。以下「平成19年改正法」という。)による改正前の厚年法第92条第1項は、保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、平成19年改正法による改正前の国年法第102条

第1項は、年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を、それぞれ規定している。

3 本件記録によれば、本件の場合、亡Aの死亡の当時、請求人及び後記第2の1(1)記載のBが亡Aによって生計を維持した亡Aの妻及び子であること、請求人とBが生計を同じくしていたこと、並びに、Bが18歳に達する日以後の最初の〇月〇日である平成〇年〇月〇日まで適格子であり、請求人及びBに亡Aに係る遺族給付の受給権が発生したのが平成〇年〇月であることについては、当事者間に争いはないものと認められるところ、請求人が本件請求をしたのは同月から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であり、本件について上記の平成19年改正法による改正前の厚年法及び国年法の規定をそのまま適用すると、請求人の遺族給付の受給権は本件請求の時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者は、このような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例としており、これに基づいた上で、支払期日ごとに発生する保険給付及び年金給付の支給を受ける権利(以下「支分権」という。)は、会計法の上記規定によりそれぞれ5年の経過をもって時効により消滅するとして、遺族給付のうち、平成〇年〇月分まではその支分権が時効により消滅していることを理由に、これを支給せず、同年〇月分以降を支給する旨の原処分をしたものと考えられる。そして、それに対し、請求人は、本裁決書添付別紙1記載のとおり主張し、原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人のこの主張に理由があると認められるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、上記「事実」欄第2の2記載の事実のほか、次の各事実が認められる。

(略)

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 本件記録によれば、亡Aは、厚生年金保険の被保険者期間〇〇〇月、国民年金の保険料納付済期間〇〇月、〇〇市町村職員共済組合の共済組合加入期間〇〇月をそれぞれ有し、亡Aが20歳に到達した昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇〇月（以下「本件期間」という。）については、亡Aはc大学の学生であって国民年金に任意加入をしておらず、合算対象期間に該当することが認められ、亡Aは、本件期間が合算対象期間に該当すると確認されたことにより、保険料納付済期間及び合算対象期間の合計が〇〇〇月となり、適格死亡者②に該当することから、請求人に対し、受給権取得年月を平成〇年〇月として、亡Aに係る遺族給付が裁定され、遺族基礎年金の受給権については、Bが適格子に該当しなくなり平成〇年〇月〇日に失権するまで、請求人はその受給権を有していたことが認められる。そして、請求人は、本件請求を平成〇年〇月〇日にしたのであるが、本裁決書添付の別紙1記載のとおり、〇〇社会保険事務所の担当者による確認漏れ又は説明漏れにより、早期に請求することができなかったとして、上記の時効消滅の処理は不当である旨主張するのであるから、以下、本件不支給分の取扱いが妥当といえるかどうかについて検討する。

本裁決書添付の別紙1によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、当時の〇〇社会保険事務所において、何回か遺族給付の受給の可否を相談したとし、その際に、「主人はb学部で学生期間がずいぶん長かったです」と話したにもかかわらず、同社会保険事務所の担当者は、「全く足りないよ」と

言って、亡Aが適格死亡者に該当しない旨を請求人に告げたというのであるが、そのような具体的なやりとりまでを客観的に確認できる資料は存しないものの、本件受付票及び本件出力帳票によれば、少なくとも平成〇年〇月〇日に、請求人が、同社会保険事務所を訪問して、自らの老齢厚生年金等の相談に加えて、亡Aに係る遺族給付の受給の可否について相談していることが認められる。そして、本件受付票及び本件出力帳票には、合算対象期間及び亡Aの学生期間に係る記載は一切なく、同社会保険事務所の担当者が、請求人からの遺族給付の相談に対し、亡Aの年金記録から厚生年金保険の被保険者期間と国民年金の保険料納付済期間を確認（〇〇〇月+〇〇月=〇〇〇月）し、それのみによって、亡Aが適格死亡者①に該当しないと判断し、適格死亡者②に係る具体的な確認することなく、亡Aは適格死亡者に該当しないと判断し、請求人に対し、亡Aに係る遺族給付は受給できない旨回答したことがうかがわれるのである。さらに、審理期日の請求人の陳述によれば、請求人と亡Aは共に〇〇出身の同級生であったとのことであり、亡Aがc大学b学部を昭和〇年〇月に卒業した後、昭和〇年〇月には婚姻していることをも考え併せれば、同社会保険事務所の担当者から、亡Aの学生期間の照会があれば、請求人が亡Aに係る同大学b学部の学生期間の存在を即答できたことは明らかであり、同大学に照会をすれば容易に具体的な期間の確認ができたと認められる。したがって、本件相談を受けた同社会保険事務所の担当者が、請求人に対し、亡Aの学生期間について具体的に確認せず、亡Aが適格死亡者に該当しないと判断し、亡Aに係る遺族給付を受給できない旨回答したことは、相談の担当者に求められる確認及び説明義務に反した不適切な対応であったといわざるを得ない。そし

て、請求人に対し、亡Aの学生期間について具体的な確認がされていたとすれば、亡Aの学生期間について容易に明らかになったといえ、請求人は、直ちに遺族給付の裁定請求の手続を行っていたものと考えられるのである。

(2) そうであれば、上記のとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日、本件相談をした際に、当時の〇〇社会保険事務所の担当者の不適切な対応により、亡Aに係る遺族給付の裁定を請求することができなかったものと認められるから、同日に、遺族給付の裁定を請求したものとみなして、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、これにより消滅時効の進行が妨げられるものというべきである。したがって、平成〇年〇月分までの年金に当たる本件不支給分を時効消滅したとして支給せず、同年〇月分から支給するとした原処分は相当とはいえない。

(3) 以上によれば、上記の趣旨と異なる原処分は相当でなく、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。